

愛媛県公の施設のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県が設置する公の施設のあり方を検討するため、愛媛県公の施設のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を愛媛県行政改革・地方分権推進本部本部長(以下「本部長」という。)に報告する。

- (1) 県が設置する公の施設(本部長が指定するものに限る。)のあり方に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1回目の会議は本部長が招集する。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(解散)

第5条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部新行政推進局行政システム改革課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。
- 2 愛媛県公の施設のあり方検討部会設置要綱(平成17年10月27日制定)は、廃止する。